

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和2年4月24日（金）午前10時開議

開催場所

全員協議会室

会議に付した案件

- 1 行政区再編協議【行程2】区のあり方について
- 2-2 区のあるべき（理想の）姿

10:00

1 行政区再編協議【行程2】区のあり方について

2-2 区のあるべき（理想の）姿

◎結論

行政区再編協議【行程2】区のあり方の2-2区のあるべき（理想の）姿について、各委員からの要求資料に基づき当局から説明があり、協議しました。

自由民主党浜松から、区のあるべき（理想の）姿について、本市における都市内分権や住民自治のあり方、区・区長、本庁の権限などに対する会派の考えや検討する上での視点が示され、委員会として共有し、行程2-2についての協議を終了しました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、協議事項1に入ります。

行政区再編協議、行程2、区のあり方の2-2、区のあるべき（理想の）姿について、まずは、要求のあった資料について当局から説明してください。

○市民協働・地域政策課長 お手元の資料、横長の一覧表の上から順に説明をさせていただきます。

資料の1の①、②と右肩に書かれた資料をお願いします。

こちらは、小規模多機能自治の内容とネットワーク会議加盟の地方自治体一覧表資料ということで、①の小規模多機能自治の概要と、小規模多機能実施推進ネットワーク会議の概要を併せて抜粋して作成した資料です。

一番下に出典があります。内閣府の地域の課題解決を目指す地域運営組織という報告書の中から定義の抜粋をしています。

1、小規模多機能自治組織とは、1点目で地域運営組織の1つであり、2点目で地域運営組織とは、「地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織」等ということが定義されています。3点目に、地域運営組織は様々な呼び名がありまして、小規模多機能自治組織はその呼称の一つであるということが書かれています。そして、小規模多機能自治の例として、島根県雲南市があります。

2の小規模多機能自治推進ネットワーク会議は、小規模多機能自治を推進する地方公共団体などによるネットワークで、代表は島根県雲南市長が務めていらっしゃいます。

令和元年11月1日現在で316の地方公共団体等が加盟しており、自治体が259、団体が42、15の個人で構成されています。

裏側に、小規模多機能自治推進ネットワーク会議の会則があります。

ポイントのところの下線を引いています。

第2条で、小規模多機能自治の推進及び諸課題の解決に寄与することを目的とした組織であるということ、第3条で活動の内容が示されています。会員は、第4条で、自治体、団体、個人ということが示されています。

資料の最後のページは、小規模多機能自治推進ネットワーク会議の会員一覧で、このような団体が加盟しています。

続きまして、資料1の③、新潟市のコミュニティ協議会の内容についてです。

新潟市の地域コミュニティ協議会について説明した資料と、発行しているチラシの資料です。

1ページ目の下から5行目、地域コミュニティ協議会（コミ協）は、小学校区または中学校区を基本とし、自治会、町内会を中心に様々な団体等で構成された組織であると書かれています。

裏側に、市との関係を書いた図があります。

コミ協は、地域づくりについて構成団体で情報を交換・共有し、話し合っ、総合的な意思決定を行い、地域活動に反映・実践しているということ、そして、区自治協議会には各コミ協からも委員が選任され、地域課題について提案や協議が行われていると書かれています。

地域コミュニティ協議会は、平成19年3月までに新潟市の全域で結成がされたということです。

次は、「自分たちの手でまちづくり、それがコミ協です。」という新潟市が出しているチラシです。

開きまして、具体的な活動が出ています。地域福祉、防災・防犯、教育、環境美化、地域計画策定、そして市との協働など、様々な活動をしているということが紹介されています。

資料の最後のページ、新潟市が目指す分権政令市の仕組みについて、概念図が出ています。地域コミュニティ協議会から区自治協議会へ委員を出し、そこで市、区との協働が生まれていくということが書かれています。

続きまして、資料1の④を御覧ください。雲南市の小規模多機能自治の事例、内容で、平成31年3月に島根県雲南市が作りまして、公開されている資料です。

スライド番号が右下にありますが、1番のところ、まず、雲南市の概要が出ています。面積が553.2平方キロメートル、人口が3万9032人などと紹介されています。

次のスライドから雲南市のこと、あるいは小規模多機能自治の仕組みの総論的なことが載っていますので、少し飛ばして、11のスライドを御覧ください。

11のところ、「市民力を地縁単位で結集」において、おおむね小学校区単位で地縁型、目的型、属性型などあらゆる団体が結集して、そして、右側の図のように、組織化されて、会長、副会長あるいは部会などを設けて、地域の経営体として機能していますと示されています。

右上の12のスライドに、地域自主組織の一覧があります。平成19年度に市内全域で結成が完了しまして、現在、地域自治組織数は30あるということです。併せて、拠点として30の交流センターを設けているということです。

表の中、数字が細かいですが、人口や面積が載っています。多いところでは人口6000人、少ないとこ

ろでは人口148人で、差異があることが見て取れます。

その下の13は、この地域自主組織の配置を、地図で表したものです。

めぐりまして、右側、16のスライドを御覧ください。

「活動拠点の整備（雲南市の場合）」について、上の公民館を下の交流センターに位置づけを変更していった経緯が出ています。

雲南市は、この地域自主組織に交流センターの運営、常勤の雇用も含めてお任せして、指定管理料や地域づくり活動交付金を交付することで地域の活動を促進しているということです。

その下、17のスライドでは、組織と拠点施設と常設の事務局という3つを地域運営組織が持ち、組織立って様々な地域課題を住民自らが事業化して解決するということが書かれています。

次のページ、18、19のスライドには、地域で行われている様々な活動がいくつか紹介されています。

それぞれの地域において課題を解決する活動をしていますが、一律に活動をしているわけではないということです。18のスライドでは、この地域においては、水道の検針を委託契約で受けて、全世帯を検針するとともに訪問、声かけをしているということ、それから右側には、要援護者の見守りとSOS受信の「守る君のまかせて支援事業」などというものが紹介されています。

その下、19のスライドでは、地域内に小売店がなくなってしまうという課題を受けて、交流センターの中に店舗を開設し、買い物客の無料送迎なども行っているという事例が紹介されています。

右上の20番のスライドです。こうした活動を通じて、市民と行政が垂直的上下の関係から水平的な協働の関係になってきているということが示されています。

そして、21番のスライド、住民自治の進展による自治力の向上ということで、我がまちという意識から我が地域という意識が芽生えているということが紹介されています。

資料の2本庁・区役所の役割分担と基本的な考え方、3浜松市における総合行政の推進に関する規則については説明不要ということですので、割愛させていただきます。

○高林修委員長 それでは、松下委員から資料の請求趣旨を御説明いただければと思います。

○松下正行委員 前回、住民自治のところまで行って、今回に持ち越しということであったわけですが、住民自治の在り方の事例として、この小規模多機能自治組織というものを資料として請求させていただきました。今説明があったとおりで、全国的に約300の自治体が加盟しています。その中でも政令市も20ある中で6市、近いところでは静岡市、新潟市といったところが入っているということで、浜松のこれからの住民自治に対して参考になればということで、資料請求をさせていただきました。

しっかり目を通していただいて、この特別委員会の中で住民自治の在り方、理想のあるべき姿というところの議論につながっていけばということで、資料請求をさせていただきました。

○高林修委員長 それでは、今、課長から説明があったこの資料の内容について、御質問のある方いらっしゃいますでしょうか。

○波多野亘委員 全て読み込んでいるわけではないのと、あとちょっと細かな内容がよく理解できていないところがあるので教えていただきたいのですが、以前の委員会での資料の総務省の比較で、区協議会だとか意見集約の仕組みという一覧表がありました。そういう中で、新潟はこのコミ協があるので理解できるのですが、ほかに静岡、大阪、神戸、岡山、熊本だとかという政令指定都市、住民自治を進めるための組織という部分では、どういった先進的な取組だとかがあって、このネットワークに参加されているのか、その辺をもし掌握しているものがあれば、教えていただきたいのですが。

○市民協働・地域政策課長 本日、そういった参加している意図までは持ち合わせていないのですが、

地域課題を解決するための一つの事例として雲南市の状況を情報収集したり、周辺と情報交換をするための場としてネットワークがあるという話は聞いていますので、そういった理由で参加しているものと思われま

○**波多野亘委員** やはり同じ政令指定都市で参加されているところだとか、またちょっとどういったことで参加しているのか調査して教えていただけると、浜松市でも、今後、地域づくりだとか住民自治を進めていく上で参考になると思いますのでお願いします。

○**市民協働・地域政策課長** ここに参加している政令市について、意義や目的の調査を進めます。

○**高林修委員長** 波多野委員、それは正式な資料請求ということでよろしいですか。

○**波多野亘委員** 正式なというか、ペーパーの配付だけでも構いませんので、内容が分かれば、お願いしたいと思います。

○**高林修委員長** 松下委員、特にこの件に関して御発言があれば。

○**松下正行委員** 私も個々の例えば静岡、大阪、神戸、岡山、熊本の参加した意義といったことは調べていないのですが、基本的にはネットワーク協議会みたいなものなので、雲南市が中心につくったというふうに聞いているので、そこの事例を勉強させてもらって、自分のところに反映していくという趣旨で参加しているのではないかなど。想像ですが、そういうことです。

○**酒井豊実委員** 今、担当の課長と松下委員からもいろいろ説明があったわけですが、市の担当課としては、このような小規模多機能自治組織の存在、それからネットワークの存在をずっと承知していたのか。承知していたとすれば、それに対して浜松としてのスタンス、何か検討をされたのか、そのあたりのところを伺います。

○**市民協働・地域政策課長** 小規模多機能自治組織などの地域運営組織は、以前から存在することは存じ上げておりました。市内においても、NPOのうち、特に中山間地域NPOの方たちで類似の活動をしており、市としても様々な形で支援・協力をしてきたつもりでいます。ただ、このネットワーク会議については、正直最近になって知りまして、昨年11月に静岡県が東海ブロック会議を裾野で開催して、そこに初めて浜松市も参加し、県内での情報共有に努めてきています。規約に基づく正式な加盟はまだしていませんが、今後、参加して情報収集していくことも考えてまいります。

○**酒井豊実委員** 今、昨年11月に静岡県の担当部局が主催をしたというふうに聞き取りましたが、県のほうは、結構先行して、このようなことを県内でも推進をしたほうがいいだろうという政策的な課題として提起をし、招集をかけたと思われま

○**市民協働・地域政策課長** 県のブロック会議が以前から開設されていたようだという事は承知しているのですが、いつからは存じ上げていないです。今回は通知が届きまして、本市としても情報収集ということで、参加をさせていただいたというところ

○**酒井豊実委員** 県のブロック会議、県そのものも深く関わっているのかという確認と、関わっているのであれば、どういう課が担当してどのようなアクションを起こしているのか、もう少し具体的につかんでいるのでしょうか。

○**市民協働・地域政策課長** 先ほどの小規模多機能自治推進ネットワーク会議の会員の中に都道府県はどこも入っていませんので、静岡県はこのメンバーとしてというよりも事務局として、県内のこういったブロック会議を主催しているということだと思われま

○**酒井豊実委員** そうしますと、先ほどの課長の説明で、これから動いていこうという意向だったと

いうふうを感じ取りましたが、積極的に関わっていく、調査していくということでもいいか、ちょっと確認します。

○市民協働・地域政策課長 先ほどの波多野委員の依頼事項、調査は当然進めてまいります。それからこのネットワーク会議については、前回一度参加しまして、会費もかからないため、加盟はしていく方向で考えています。旅費等かかりますが、可能な限り会議にも参加して、情報収集、情報共有に努めていきたいと考えています。積極的に参加していく考えだということで、受け取っていただいて結構です。

○太田康隆委員 補足させていただきますと、この雲南省の小規模多機能自治については、総務省が主導して、高齢化社会の中で地域を支えるのにきめ細かな組織が必要だということで早くからやっていることで、私も平成27年だったと思いますけれども、実際に雲南省へ視察してきました。その資料を基に議会でも質問しています。雲南省からも職員の方が直接この小規模多機能自治のことではなくて、浜松市が地域包括ケアシステムをつくっていくというときの勉強会でクリエートに来て、雲南省の取組、これは福祉に関することとかいろいろ包含しているので、そういった事例の報告をしていて、その役所の方とも私、浜松でもお会いしました。

当局に一般質問をしたときに、このネットワークに加盟することについては加盟するとは言わなかったのだけれども、注目していくというような答弁だったと思いますので、早くからこれは総務省主導でやってきた一つの象徴的な事例として、全国で特に高齢化が進んでいるようなところで、この雲南省を一つのモデルにした組織づくりが行われているということです。

○松下正行委員 補足をさせてください。

今、太田委員が言われたように、うちの会派としても雲南省に視察もさせていただいて、幸田議員が一般質問で取り上げて、議会で質問させていただいています。

視察して、非常にきめ細かい地域の問題を地域の住民が自ら取り組んで解決の方策を考えているというのは本当にすばらしいと感じました。

○高林修委員長 それでは、次の協議に入ります。

本日は行程2-2ということで、ちょっとおさらいにはなりますが、区のあるべき（理想の）姿、本市における都市内分権とその在り方、本市における住民自治の在り方、それから区長の権限、本庁の権限について協議を進めていきたいと思っています。前回の委員会がなかなか私の力不足でうまく運営できませんでした。本日は、まず、行程2-2の区のあるべき（理想の）姿を考える上で、本市における都市内分権、住民自治の在り方、区長、本庁の権限について、提案会派から御発言をいただくようになっていますので、よろしく願いいたします。

○波多野亘委員 それでは、御説明の前に、皆様に資料を配付させていただきます。

[資料配付]

○高林修委員長 委員の皆様に行き渡りましたでしょうか。

それでは、波多野委員、よろしく願います。

○波多野亘委員 まずは委員の皆様、当日配付になってしまって、なかなか後ほど確認だとかをしていただくわけですが、遅くなりましたことをおわび申し上げます。

それでは、説明に入らせていただきます。

私ども自由民主党浜松は行程表を提出したこともあり、会派の中もしっかりと議論をまとめながらということで、勉強会を複数回開催いたしまして、まとめさせていただいたものがこちらになります。

その前提としては、前回、2-1、区の定義（区とは）で、皆さんにも御理解をいただいた別紙5の第30次地方制度調査会答申で、指定都市制度の現状の③として住民意思の的確な反映という部分で、住民の意思を行政運営に的確に反映させることが課題であるというような指摘があり、都市内分権により住民自治を強化するための具体的方策というようなどころにおいて、区の役割を充実することが必要というような答申をいただいています。

また、別紙6として配付させていただいた地方自治法の一部を改正する法律の公布についての総務大臣通知の中でも、この改正の趣旨が区の役割を拡充し、住民自治を強化しようとするものであることを踏まえ、区の事務所が分掌する云々というふうに書かれています。そういうことや、ほかの都市の事例、あるいは本市の合併等の経緯等も様々踏まえる中で、都市内分権、住民自治について、その在り方を検討させていただきました。本市における都市内分権とその在り方については、広大な市域、多様な地域特性を持つ本市において、それぞれの地域の歴史、文化、伝統などを尊重し、身近な行政機関において市民参画を促しながら、地域の課題は地域で解決できる行政のワンストップ型（権限と財源が移譲された）の都市内分権が行われること。そして、本市における住民自治の在り方については、1つ目のポツとして、広大な市域、多様な地域特性を持つ本市の課題を把握する議員が議会において活発な議論をし、必要な本市の政策について提案、実現が可能である二元代表制が機能していること。そして2ポツ目、地域の多様な住民意見を市政へ反映させる仕組みが機能している、身近な地域課題を議論する組織があり、要望や建議が活発に提案され、身近な行政機関において対応ができているというようなものが本市における都市内分権、それから住民自治の在り方ということで、まとめさせていただきました。

在り方の捉え方ですが、論拠だとか、あるいは方策だとか目標だとか方針だとか、様々なことがあると思いますが、目指すところということで、方針的なもの、理想的な姿というものを提示させていただきました。住民自治については、今日、このあるべき姿のペーパーとともにお配りさせていただきました。今後の住民自治、行政サービスのあり方、前の期で、皆さんも1章から第6章まではおおむね合意していただいたもののうち、第2章に住民自治について記載がありますので、そこは後ほど御参照していただければと思います。

そして、区長の権限、本庁の権限についてですが、区長の権限については、区には住民に身近でワンストップ型の総合的な行政機関の機能が求められる。また、区長には市民協働を推進し、地域の課題は地域で解決するための権限と財源の移譲が求められる。したがって、浜松市区における総合行政の推進に関する規則が尊重される必要があり、区役所の位置は地方自治法第4条第2項に規定されるよう配慮すべきであるというような姿を目指すべきという意見となりました。先ほどの総合行政の推進に関する規則については、本日配付資料の最後についていますので、また御確認をいただきたいと思います。

そして、本庁の権限については、本庁は全市的、全庁的な視点に立って政策、施策を企画立案するとともに、各計画との整合を図り、専門的立場から指導・支援などを統括するというようなことといたしました。

この区長の権限、それから本庁の権限については、こちらも本日配付の資料2、これは平成21年のものですが、本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方などを参考にしながら意見をまとめてまいりました。

また、これら3つの在り方、権限を検討する上での視点として、12市町村合併というようなことだとかを踏まえる中で、4つの視点が重要ではないかということで、それらを念頭に置きながら検討をさせ

ていただいたものです。

そして、これらの在り方だとか権限については、方針だとか目指すべきところというようなところで書いてありますけれども、では、それを実施していく場所だとか、あるいは住民自治の基本の単位だとか、ワンストップをどこでやっていくというのは、今後の行程の2-4だとか具体的に検討していく上での検討課題であるというふうに認識しています。

会派の中でも様々な議論があったのですが、ワンストップ型とニア、あるいはイコールというところで、完結型というような表現もあつたりもするのですが、このワンストップ型というのは、完結型やあるいはつないでいて、総合行政サービスを浜松市はやっていますけれども、そういった1か所で済むというようなつなぐ役割も、どちらもまずは包括しておいてというような形で、それらのことについても、今後、具体的に組織等行政サービスの提供体制を考えていく上で、委員の皆さんと議論しながら詰めていくものという認識でいますので、先に、まずは今後の課題も含めて、御提示をさせていただきました。

○高林修委員長 今日配付された資料の2、資料の3というふうな説明がありましたが、もう一度、その資料2、資料3については御確認してください。よろしくお願いいたします。

自由民主党浜松の説明につきまして、ここでは、各委員の皆様から質問や確認をしていただきたいというふうにお願いをいたします。この内容について、まず意見ということではなくて、不明点について確認や質問をお願いしたいというふうに思います。少し読み込む時間も必要かとは思いますが、自由民主党浜松の委員の方以外の委員の皆様に御発言をお願いいたします。

挙手していただければありがたいのですが、そうでなければ、座席が左の委員の方、岩田委員からというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○岩田邦泰委員 ちょっと確認をさせてください。

まず、そもそもこれは自由民主党浜松の統一見解として出された意見なのかということが1点。それから、項目の初めにある都市内分権の在り方のところに、広大な市域、多様な地域特性を持つ本市においてということを書いてあるわけですが、都市内分権について、30次答申をよく読んで、また総務省のホームページを見る中で、広大な市域という言葉がなくて、特に人口規模の大きい都市についてであるとか、特に人口が非常に多い指定都市という書き方をされているものですから、ここに人口という言葉はないのですが、ここに当てはめてきた理由は何かということを教えただけるとありがたいと思います。

○波多野亘委員 まず、これがうちの会派のオーソライズされたものかということですが、おおむねオーソライズされているものです。こういった細かな言葉で書かせていただきましたが、端的な言葉にすれば、都市内分権を進めていく、そして住民自治は強化していくのだというようなことをどういう形で表現していくかといったときに、こういう表現になりました。

総務省だとか様々なものを見たときに、人口規模等は書かれているが市域のことについては書かれていないということでした。なぜこういう表現をしたかということ、市長もよく国土縮図型の政令指定都市であるということ、そして何よりも、この在り方の一番頭が「本市における」なのです。ですから、本市においてどういった都市内分権の在り方がふさわしいだろうということを考えたときに、全国2番目の1558平方キロメートルという面積の中で、どういう形で都市内分権を考えていくかというときに、広大な市域という言葉は必要ではないかということが入っています。

○岩田邦泰委員 意見はまた後で時間があると思うので、また述べさせていただきます。確認事項で

す。

○松下正行委員 私も確認ですが、最初の都市内分権とその在り方のところと、最後の区、区長の権限、本庁の権限というところで、同じような表現をされているというところがあって、最初の都市内分権とその在り方の2行目のところでは、市民参画を促しながら地域課題は地域で解決できる行政のワンストップ型の都市内分権が行われるというふうに書かれていまして、3つ目の区、区長の権限、本庁の権限の中では、区には住民に身近でワンストップ型の総合的な行政機関の機能が求められるというふうに書かれていまして、先ほど波多野委員から説明があったとおりでと思うのですが、地域の課題を全て地域では解決はできないということは、ちょっと共通認識してもらわないと、行政は要らないという話になってしまいます。そうではなくて、あくまでも地域の課題、問題の吸い上げといいますか意見、それをある程度身近なところで議論して、そして、できるものはやる、できないものは市のほうに上げていくという、そのスタンスというのが言葉で表現されたほうがいいのではないかというふうに感じますけれども、どうでしょうか。

○波多野亘委員 まず、都市内分権とその在り方のところと、区、区長の権限のところでの似た表現があるというようなことについては、区、あるいは区長の権限を考えていく上で、やはり都市内分権の在り方や住民自治の在り方を現実のものとして実行していくのが区、区長に求められるだろうということ、要は、区というのは、都市内分権や住民自治を進めていく上でのツールといいますか枠といいますか、そういった形で考えたものですから、似たような表現になっています。

2点目の地域の課題は地域で全てが解決できるわけではないという御指摘はごもっともなところで、浜松市の現状の事例を取ってみても、それは当然、本庁だとかでやるべきもの、あるいは区でやるべきものというような分けがあることは承知をしていますが、松下委員も資料請求をされたような、なるべく地域の皆さんに関わっていただきながらやっていくということが本旨のところ、こういった表現になったというところではあります。

○松下正行委員 理解をいたしました。言葉だけだと、そういうふうに取りられがちということもあるし、前回の副委員長長の発言でも、地域の課題は全て地域で完結型という言葉を使ったので、そのところは委員の皆さんの認識としては、今、波多野委員が言われたように、地域でできるものは地域で、地域の課題なのだけれども、地域ではできないものは浜松市、区役所また本庁でやっていただくという認識を持っていただければいいなと思います。

○波多野亘委員 おっしゃるとおりなので、先ほどワンストップという言葉の表現の中でも申し上げたように、完結という意味とつないでいく、要はどういった業務をどちらでやったらいいのかという、完結とつなぐという2つがあるということも説明をさせていただいたとおりで。そういったことも今後具体的に、組織、行政サービスの提供体制等考えていく上では必要になってくるだろうと。

そして今日、改めて、このペーパーとともにつけさせていただいた行政サービス提供体制の資料ですが、後ろのほうの別紙1で、総合的な判断が必要だとか現場対応が必要というような分類と、一体性を重視する、地域の個性を重視するだとかというような形で浜松市のそれぞれの業務をプロットしてもらっていますが、今日2-2でやっている都市内分権とその在り方や住民自治の在り方というものがまとまっていったときに、具体的にどの辺までやるのだというような部分で利用できるということもあって、新しい委員の皆さんもいらっしゃいますので、改めて配らせていただいたというところではあります。

○酒井豊実委員 自由民主党浜松の資料は案として受け止めさせていただきましたが、最初の都市内分権の在り方という点で、今も若干意見交換があった広大な市域、多様性ということですが、国土縮図

型、その表現の中には、やはり海岸線から標高2000メートル級の山岳地帯まで、人間が住んでいるところはゼロメートルからそれこそ1000メートル近いところまで浜松市民が居住をし、集落を今も営んでいるというところの地理的な立地の問題、その辺のところはこの中にどういう形で盛り込まれているのか、ちょっと確認をしたいと思います。

○波多野亘委員 多様な地域特性です。

○高林修委員長 特に質問、確認すべきことは、ほかの委員の方はございませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、先ほど、岩田委員も後で意見というふうなお話もあったものですから、次に進めさせていただきたいのですが、自由民主党浜松からこのような提案というか意見表明がありました。そこで、行程2-2については、もうずっと前から皆様にお示ししていますので、改めて都市内分権や住民自治の在り方、本庁と区、それぞれの権限について、各会派の皆さんからお考え、御意見があれば伺いたいというふうに思います。

自由民主党浜松は理想の姿という視点でこの御意見がありました。多少視点がずれるかもしれませんが、まずは御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

先ほどお話ししたように、私から見て左側からという順番で今回はよろしいでしょうか。それでは、岩田委員。

○岩田邦泰委員 まず、一番初めの都市内分権というところですが、やっぱり会派としても伝統、それから文化面、こういったところの地域特性の尊重というのはおっしゃるとおりだと、これはごもつともだと思っています。しかし、事務的な側面ですよ。資料の合併・政令市の検証でも説明していたと思うのですが、スライドの71ページ、主な継続事業、それから主な廃止事業が書いてあって、左側の継続事業のところが大体文化的なものということ、それから廃止されていったものは事務的な側面だという話があったと思うのですが、そういう部分で考えると、やはり私、先ほど申し上げましたとおり、都市内分権による住民自治の強化、これはやっぱり特に人口規模が多い都市のことなのだと思っていますので、面積は大きくても指定都市の中で人口が比較的少ない、下から数えたほうが早い本市においては、やはり都市内分権の推進が絶対に必要というふうには、私どもは思っていないということです。

ただ、住民自治に関して、先ほどの冒頭の雲南市の説明で話が出ていた件と、それから前回の委員会でも私も話をさせていただきましたが、九州の政令市の中には、小学校区単位で協議会的なものを行っているということを調べさせていただいたという話もしました。浜松市の自治会連合会が大体中学校区で区切られているといったことを考えると、住民自治は、やり方によっては、自治会連合会の単位ぐらいというものもあるのかなと考えていますが、ただ、そうすると、やっぱり小さくなり過ぎていて、その地域さえよければいいのかということでもないと思いますし、周辺の自治会連合会の方まで当然かかってくることもいっぱいあると思うので、やはり現在の規模の協議会的なものは必要かなというふうにも思っています。

それで、今は、協議会は区境によって区切られているわけですが、地域特性だとかそういうことを考えると、場合によっては、区界である必要も本来ないのかなと。ですので、ちょっと離れてしまいますが、まずは協議会については、やっぱり浜松市も法令に則した協議会から脱却したほうがいいのかなど、新潟の例もありましたが、そういうことを思っています。

それから、区と区長の権限、本庁の権限については、冒頭の都市内分権のところでも触れましたけれども、特に非常に人口の多い指定都市と答申されていることもあるので、区の権限については、私は現

状のままでいいのかなと考えています。また、特にその区の特別な事由があっても、区の権限を強化するのではなくて、これはちょっと今の話には乗せてくれるなということかもしれませんが、当局が提案した2区案のときに、北遠に副市長を置くという話もあったと思いますが、区に権限を持たせるのではなくてそういった権限を持った職務者を置くということで対応もできるのかなというふうに思っています。いずれにしても、法に縛られずに、市が自由に動き回ることができるというのが今後の時代の変化に対応しやすいとも考えていますので、意見として申し述べさせていただきます。

○高林修委員長 自由民主党浜松のペーパーの順番で岩田委員の発言でしたが、逆に自由民主党浜松から確認されたいことはありますか。

○波多野亘委員 都市内分権については、人口が多いところに必要で、多くないところには必要でないということで、まずはいいですか。

○岩田邦泰委員 必要でないと言っているのではなくて、今、強力に都市内分権を推進していく必要はないのかなと思っています。現状やっていること以上に、これをもっともっと推進していくのだということでもないのかなというふうに思っているということです。

○波多野亘委員 先ほど、第30次地方制度調査会答申を出しましたけれども、その中で、政令指定都市だけでなく、中核市、特例市についても、住民自治の拡充について記載があります。住民自治の拡充は重要な視点であり、地域自治区等の仕組みを地域の実情に応じて活用することについて検討すべきであるとか、あるいは、我々議員の選挙区についても、より地域に密着し、住民との結びつきの深い市議会議員を選出する観点から、そういった区を設けてはどうかというようなことも書かれる中で、住民自治の拡充というような表現があったりします。

ただ、反面、それよりも小さな町については、いろいろと地域のことは地域で考えるというような指摘もあるわけですが、その辺はどのような形で踏まえられているのか、もし考えがあればお願いしたいと思います。

○岩田邦泰委員 全否定しているというわけでは全くない話です。自由民主党浜松の資料で言うと、行政のワンストップ型というところで、権限と財源が移譲されたと括弧書きで書いてあると思います。当然、一部必要なところもあるとは思いますが、それを強力に推進する必要があるのかなというところでの話ですので、全否定というわけではありません。

○波多野亘委員 委員長、確認ですが、ここは確認の場で、委員間討議ではないのですよね。

○高林修委員長 はい、そうです。

○波多野亘委員 では、後ほど。

○高林修委員長 副委員長、私からいいですか。

○加茂俊武副委員長 委員長職を交代します。

○高林修委員 岩田委員、1点お聞きしたいのですが、先ほどの御説明の中で、自由民主党浜松の資料の本庁の権限についてということで2行あります。このことに関してはどのようにお考えでしょうか。

○岩田邦泰委員 本庁の権限に関しては、自由民主党浜松の資料だと、基本的には財源を区に移譲して、本庁は指導ですとかそういったことなのかなと。あとは任せますということに読めてしまうものですから、そうではなくて、先ほど松下委員がおっしゃったような形で、やっぱり執行だとかそういったところに関しては、本庁がある程度権限を持っておかなければいけないのかなと思っています。

○高林修委員 先ほどの都市内分権での発言と区、区長の権限についての御発言を考えると、市民クラブは、本庁の権限については、そういうふうに帰結をするということによろしいですね。

○加茂俊武副委員長 委員長職を交代します。

○高林修委員長 それでは、次、創造浜松さん、よろしいですか。

○関イチロー委員 都市内分権と住民自治を強化していくということに異論はありません。ただし、そのためには、民力の向上とバックアップ体制、推進するための制度の確立が必要だということは前提として申し上げておきます。ただ、区のあるべき姿という今のお話なのですが、区の数ということは一つの組織論でありますし、それから先ほどの都市内分権、住民自治ということに関しては制度の問題でありますので、これは分けて考える必要があるのだらうと思っています。

ちょっと話が長くなりますけれども、私自身の話も含めてですが、平成22年2月に私の住んでいる地域で町づくり推進協議会というものを私が声をかけて立ち上げました。この推進協議会は、6つの自治会長、社会福祉協議会、民生児童委員、老人会、それから3つの小・中学校のPTA会長などにお集まりいただき、区長にもオブザーバーとして参加していただきました。何でもこういうことをやったのかというと、それぞれの組織自体が非常に熱心に活動しているのですが、横のつながりが無い。ひょっとすると、ダブっている作業だとか活動、これは非効率ではありますけれども、それはそれでいいのだらうと。ただ、どこかに見つからない、もしくは漏らしているところがあるのではないのかなというところが心配で、お互いの横の連携、それからそれぞれの活動も、顔は知っていても深いところまでどんな活動しているのか分からないというようなことでお集まりをいただいて、およそ2年間でしたか、四十数回の会合を開きました。

そのときに、区長にこの活動については非常に先進的でよろしいということで認めていただいたのですが、何のインセンティブもなかった。そのときの区長の言葉が私、非常に頭に残っているのは、役所というのは公平中立を旨としていますということを言われたのです。要するに、ほかの地域ではやっていないのではないかと。そういうことに対して、行政というのは認めるわけにはいかないというようなお話でした。それから、結局、事務局というかお膳立てをするのは誰もやってくれませんので、最初のころは私がやって、途中から、もう一人熱心に参加してくれた方にお譲りしたのですが、これ自体は非常に大変な作業でした。

同じような時期に、コミュニティ担当職員の制度が発足したのですが、正直言うと、今の協働センターのコミュニティ担当職員のように、それぞれの協働センターに配置されていませんでしたし、それほど地域にも出てこなかった。今はそういう方がいらっしゃったら、非常に力になっていただけたのだらうと思っているのですが、そういう意味からいくと、そういう方の活用がそのところであつたら、随分前進したのだらうなと思っています。

そういう意味からいくと、今の雲南市のお話も出ていましたけれども、本来は住民の人たちが勝ち取るべきものなのかもしれませんが、ただ、なかなかこれは難しいことを考えると、現行では行政がそういう組織を認めて、大いに活用する必要があるのではないのかと感じています。

それから、区の協議会については、区の市域が広いというか、メンバー自体が区の広域というところから多様であつて、共有できる課題というのがどうしても限られてしまいます。それゆえに、提言とか問題提起が減少したということは致し方ない方向ではないかなと。しかし、例えば中山間地域のように、共有できる問題があるということは別で、例えば公共交通の問題とか、それから買い物の問題なんかは、そういう協議会というのは、ある程度機能したのだらうと思っています。ただ、どうしても追認機関になっているような感じがしますので、そういう意味では、検討の必要があるのだらうと思っています。

それと、先ほど出ました地域の運営組織と、区とか政令市という問題は別だと感じています。そのところを認識して議論を進めていかないと、非常に話がこんがらがってくるのではないのかと思っています。

その辺のところは私自身の、もしくは会派としては、一応了解していただいたところではあります。

○高林修委員長 関委員の御発言に対して、何かございますでしょうか。

余り誘導的になってはいけないとは思っていますが、確かに、最後のくだりはおっしゃるとおりだと思っています。自由民主党浜松の資料の中では、区の数とかそういう問題ではなくて、あくまで都市内分権と住民自治の在り方、それから区、区長の権限について述べているわけですが、創造浜松としてはこの自由民主党浜松の資料についておおむね了解をいただいたということでもよろしいのでしょうか。

○関イチロー委員 もし議論していくのであれば、例えば都市内分権はそれをどういうふうに担保していったらいいのだということであったり、それに対応する区というものがちゃんと受け取れるだけの権限なり組織であるということが担保できればいいのだらうなど。そこで、もし区の数のことを言うのだったら、それは幾つあるのかどうかということは問題ではないだらうと思っています。ですので、このスタート時点の本筋は、区の数をどうするかということであるのだったら、この本筋とはちょっと違うところで議論していく話ですよということなんです。

○高林修委員長 区の数をどうするかというのが本筋というより、やっぱり再編ということは非常に重要だというふうに私は思っていますが、今の関委員のお話については、行程表の2-4のところで進めていきたいと私は思っていますが、いかがでしょうか。

○関イチロー委員 それは結構ですが、ただ一言言わせていただくのでしたら、行財政改革・大都市制度調査特別委員会の本旨からいけば、今議論しているここは非常に大事なところではありますけれども、筋からは離れているのだらうなど。先ほど申し上げました組織の話と制度の話というのは別問題だと私は思っています。

○高林修委員長 それでは、公明党よろしいでしょうか。

○松下正行委員 公明党としては、最初の都市内分権は、先ほどもちょっと確認させていただきましたが、自由民主党浜松の案で了解です。

2番目の住民自治の在り方、ここが非常に重要だと我が会派も思っています。具体的な話をしていると2-4のほうに行っちゃうので、難しいところなのですが、いい言い方が分かりませんが、例えば今までの要望行政だとか、何でもかんでも全部行政にやらしてもらおうという自治はやっぱり変えていかねばいけないと思っています。

そうすると、小規模多機能が参考になるということで資料請求させてもらったのですが、前回は、協働センターの在り方ということで資料請求をさせていただきました。

うちの会派としては、ここの住民自治については、地域の組織の在り方といいますか、様々な問題点、課題点を議論する場を地域住民自らが多様な人材を集めて議論できる場をつくって、それを自分たちができることはしっかり自分たちでやっていき、できないことについては市に上げていくと、先ほどで言うとならないでいくということになると思いますけれども、そういう形がいいのだらうというふうに思います。

防災の考え方と私は一緒だというふうに思っていて、自助が7割、共助が2割、そして公助が1割ということにつながると思いますので、これは本当に住民の意識が変わらないと、ただ組織だけをつくっても、その地域の地元の方々が真剣に地域のことを考え、できることはやろうという意識の集まりの組

織でなければ、この住民自治は一向に進まないというふうに思っています。

住民自治の在り方はそういう形で、そうすると、例えば本庁、それから区、そして住民自治という風通しのいいような組織が出来上がれば、様々な問題、課題点を取り残されるということはないというふうに思います。例えばですが、今の区の協議会で、地域住民の声というのが本当に上がっているのかどうかというと、ちょっと形骸化されているかなど。ですから、区の協議会の前に地域自治区がありました。そのときには、少しでもそういう地域住民の声が上がったような気がしますが、今なくなってしまいました。

そういった意味では、区の再編を最終的には考えるわけですが、住民自治を考えるときに、組織の在り方、2-4になりますけれども、最適な行政組織をしっかりと検討しないと駄目ではないかなと思います。ですから、住民自治の在り方も、基本的には自由民主党浜松の案で了解になります。

それから、区、区長の権限、本庁の権限については、自由民主党浜松の案でほぼいいと思いますが、やはり区の在り方というのもしっかり特別委員会の中では議論してほしいなと思っています。それはなぜかという、要するに、区長の権限が今のままでいいのかということです。今は行政職の区長ですが、前々回の自由民主党浜松が出していただいた資料の中には、例えばですが、総合区というものがあります。総合区の区長については特別職ということで、4年の任期で権限も今の通常の区に比べると少し増えると伺っていますので、そういったこと。そして例えば区の中に議会として委員会みたいなものを設置して、当然任意になるので、条例か何かでつくらないと駄目だと思いますが、そこで議員も住民自治と関わりながら、しっかりと議論できる組織体制というのがいいのではないかなというふうに思います。

あと、本庁の権限、これもほとんど組織論のほうが強くなってしまっているのですが、やっぱり本庁と区と、それから住民自治というところのつながりといいますか、そこがいかにかかり、住民自治からも意見が本庁のほうに上がっていくし、本庁からも住民自治のほうに様々な意見がお互いにやっけていける、まさしく協働という名の下に、浜松市全体が運営できていけばいいのではないかなというふうに思います。

○高林修委員長 住民自治の在り方の2ポツ目の住民意見を市政へ反映させる仕組み、今は区の協議会だと思っていますけれども、その区の協議会の在り方も今後の議論は必要だと思いますが、自由民主党浜松のこの考え方は機能しているのが理想だということなので、そこところは当然了承いただいているとは思いますが、全体を通して、特に御異論はないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○松下正行委員 はい。

○高林修委員長 次に日本共産党浜松市議団。

○酒井豊実委員 日本共産党浜松市議団ですが、会派で全て議論しているわけではありませんが、今日、自由民主党浜松から示された項目を中心にしながら、ちょっと考えを言ってみたくと思います。

都市内分権の浜松市における在り方というのは、ほぼこの資料でいいかなと思うのですが、市民参画を促しながらという表現があって、促すということは、行政が上から目線でやるというふうにちょっと聞き取れました。やはり住民自治、これ市民主権ということがやっぱり冒頭にないといけないなというのが最初の印象で、意見として言っておきます。

一番強く感じているのは、やはり合併時の目標、スローガン、理念、環境と共生するクラスター型の政令指定都市を目指すというところがあって、私もこれが浜松の政令指定都市の目標として目指さなければならぬと今も強く思っているところです。

批判的に申しますと、浜松市が政令指定都市になった途端、代表が代わったことによってこの看板が下ろされたということに対しての問題意識を強く持ちながら、今、議論に参加しているわけで、浜松市

域の中の幅広い多様性、先ほども言いましたが、自然的な立地条件は動かし難いもので、そこに暮らしている市民、住民一人一人の暮らしを未来、将来、100年後までしっかりと守ることができる分権型、クラスター型の政令指定都市を目指すということがあるべき姿だと思っています。それはまさに国土縮図型ということで表現されている内容をいかに具現化するかということだと思っています。

それで、住民自治、これはなかなか難しい表現になりますが、住民が主体的に動いて自治を行うという、下から、草の根から盛り上げていく住民自治というのが本来のものとしてあって、それは直接民主主義の基本であると思いますので、そういうところをもう一回構築していくような行政の在り方を持つべきだと思っていますところ。

先ほど関委員から、非常にすばらしい地域の中での組織づくりの経験が述べられたわけですが、田舎に行きますと、まさに住民自治として自治会が非常に機能しているわけで、我が村でも毎月定例会をやって、いろいろ提起されたものは、その場で全世帯の合意によって決定されて前へ進むといういわば全員参加型の直接民主主義型の運営をしている。そういうところを基本にしながら、改めてやっていく必要があると思っています。浜松市でも、それが住民自治の根底、基本にあるべきだと思っていますところ。

区の権限等についてですが、自由民主党浜松の提案にある基本的な中身は、権限、予算というところは、今、余りにも小さくなり過ぎて、本当に権限があるのと。極論すれば、何か飾り役みたいなどころかなと思っています。

最後に、今、コロナの問題で大変な状況になっています。都市集中型あるいは過密という問題と分散して住まうということの問題、課題を人間社会、人類に突きつけているのではないかという論調が広がりつつありますが、私もその論調に非常に実感を持って、同感をしているところです。浜松市域の中で大都市、中山間地域、過疎地域、その中で暮らしをどうやって再構築していくのかということを実感に考えなければいけない。その中で保健衛生ということでは、今朝ニュースを聞いていたら、コロナウイルスとはもう共存していかなければならないのだとノーベル賞を受賞した学者も発言しておりましたが、まさにそうなのかなと思いつつ、浜松市の諸課題と我々が直接向き合いながら、その中でやっぱりまさにあるべき姿をさらに具体化していく必要があるという印象です。

○高林修委員長 副委員長、発言いいですか。

○加茂俊武副委員長 では、委員長職を交代します。

○高林修委員 会派の中では、まだ統一されていないというお話ですが、確認ですが、先ほどおっしゃったように、酒井委員としては合併当時に標榜されたクラスター型が理想であるということによろしいのだと思うんですが、そのクラスター型を理想とする考え方によると、この自由民主党浜松の提案は、ほぼそれを表現しているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○酒井豊実委員 先ほど、広大な市域の問題、多様な地域特性という点で、波多野委員からも凝縮された密度の濃い説明がありましたが、いろいろな含み、環境と共生するクラスター型という香りがするなというふうに今、とどめておきます。

会派としてはこのことを基本としながら、7つの区そのままということが基本で今動いていますので、一応言っておきます。

○加茂俊武副委員長 委員長職を交代します。

○関イチロー委員 先ほど酒井委員が合併協定書について少し話されたのですが、この効力期間はどのくらいだと考えていらっしゃいますか。

○酒井豊実委員 合併協定書の効力の期間ということですが、全体の文言の中では、合併後10年ぐらいでいろいろ見直しをかけていくというような具体的な文言も見た覚えがしますが、冒頭にも言いましたが、合併のときの環境と共生するクラスター型の政令指定都市を目指すという、これが浜松市の中の政権交代によって、持続的、継続的な行政の中でその理想に向かって実現していくという具体的な実践が全分野にわたってなされたとは理解していませんし、目指す方向性が途中で切れてしまったと理解していますので、当初の協定書の効力という問題でも判断に苦慮するところがありますけれども、というところです。

○高林修委員長 関委員の質問の意図に対しての答えではないようにちょっと感じたのですが、関委員、どうぞ。

○関イチロー委員 少なくとも、合併協定書というものは非常に重いものではあるのですが、先ほどおっしゃられた100年続く持続可能な都市ということを目指すのであれば、余りにもそれに拘束され過ぎることによって方向性を間違えるということもあるのだろうと。何を合併協定の中で骨子として、何をある程度我慢をしなければいけない、もしくは状況が変わってきたことによって変更しなければいけないということは見極める必要があるのだろうと。

そういう意味からいうと、政権交代という表現をおっしゃられました、それも一つの変化の中のことではないのかなとは思っています。

○高林修委員長 一通り御発言をいただきましたが、自由民主党浜松からの御発言でも結構ですので、もしございましたら、おっしゃってください。

○波多野亘委員 意見というよりは、先ほど確認させていただきましたが、委員間討議はこれからいいのですか。

○高林修委員長 結構です。

○波多野亘委員 では、市民クラブに伺いたいのですが、都市内分権の推進だとか住民自治の強化は否定するものではないけれども、先ほどのお話を聞いていると、現状、渡されているような権限、組織、制度的なものも含めて今のままでいい、今のこれで満足されているというような感覚を強く受け取ったのですが、そういうことで間違いないでしょうか。

○岩田邦泰委員 説明が悪くて、大変申し訳ありません。そういうことではなくて、さっき区の大きさとかそういう話は別かなという話は関委員もされていたので、今の区の区切りの大きさとか、現状の中ではという前提です。例えば話をするといけないのかもしれないですが、例えばもうちょっと広い区に再編されたとして、大きな区の中であれば、それを進めることも必要なのかなというふうに思うところもあります。現状の区のサイズということであれば、そこまで強力にやる必要はないと思ったということです。

○波多野亘委員 何でそういう聞き方をしたかという、区のあるべき姿をあぶり出すための都市内分権や住民自治の在り方だということで、自由民主党浜松としては、こういった都市内分権、要は身近なところで様々解決できるということは、これからもずっと求められていくことだと思っています。それが岩田委員もよく質疑で出されているようなデジタル化、より便利に効率的にということも含めてですが、そういったこと、あるいは住民自治という部分で、最終的に税がどう納得いくように使われているかというようなことだとか様々考えたときに、これらは、私どもは永遠に目指していかなければいけないものなのではないかと。

例えば、企業でもそうですが、トップが現状維持でいいのだというようなところでは現状は維持でき

なくて、だんだんマンネリ化していってしまう。そういうようなことを考えたときに、あるべきというのは理想ということなので、実際に浜松市の具体的な組織、様々な制度を考えていく上で、財源の話だとか、それを実行していく職員の数だとかを考えていったときに、どのサイズがいいのかというのは後々の話だと思うのです。具体的にではなく理念的に考えていく上では、やっぱり少し上を目指していかなければいけないのではないかとということで、こういう表現をしているということを理解してもらいたいと思って、あえて先ほどのような、現状のままでいいと思っているのですかというような表現をさせていただきました。

委員間ではやっているのですが、こういった都市内分権だとか住民自治というもの、私どもは今申し上げたように推進していかなければいけないものとして捉えているのですが、例えば地方制度調査会の答申だとか、先ほどの総務大臣通知だとかを受けて、当局はどんな捉えをしているのかちょっと聞きたいと思ったのですが。

○高林修委員長 波多野委員、申し訳ないですが、今、岩田委員とのやりとりなので、先に岩田委員からの御発言を求めたいと思います。

○岩田邦泰委員 波多野委員のおっしゃる現状維持を求めたらそこで止まってしまふ、衰退の始まりだというのは、当然そのとおりですので、誤解を与えてしまったのかなと非常に反省しています。

私は、住民自治という部分でもお話をさせていただきましたが、非常に重要だと思っています。ちょっと区協議会の話のほうに引っ張られてしまうかもしれないのですが、今、区協議会とかでやっているところには住民自治は実際反映しづらい状態にあるのではないかなと思っています、もっと小さい単位であって、ただやはりその地域だけがいいというわけではないものですから、関係する周辺のところの方々と双方に意識を合わせて、地域が進んでいくことが重要なのだというふうに思っています。

先ほど来、酒井委員のところでもクラスター型の話というのはありましたけれども、ああいう視点というのは、僕は当然、その伝統文化だとかというのはその地域、地域に必要なと思うので、考え方的には合っているところはあるのですが、ただ、それが区境に引っ張られる必要はないのかなと思っていますといったところです。

○波多野巨委員 御理解をいただけていたみたいなので、当局の発言は求めません。

○高林修委員長 発言よろしいですか。

○加茂俊武副委員長 では、委員長職を交代します。

○高林修委員 岩田委員、資料の最後、検討する上での視点として4つあります。このことに関しては、特に御異論とか御意見はありますか。

○岩田邦泰委員 すみません、異論というよりは、もうちょっと先にやることなのかもしれませんが、まず歴史、文化、伝統などの地域個性の尊重は、先ほど申したとおり、重要だと思っています。それから、2番目の都市内分権の推進による権限と財源の移譲に関しては、先ほど区の権限のところとかでもお話ししたとおり、全部地域でやっておけという話ではないだろうと思っています。それから、行政サービスや地域課題など身近な行政機関で自己完結、自己完結という言葉がどこまでということもあると思いますが、先ほど言ったように、小さな自治会連合会ぐらいの単位で、あとその周辺を考えた中でやっていくのかなというふうに思っています。それから、地域政策支援機能の充実と地域自治能力の向上は当然のことと思っています。

○高林修委員 2つ目の組織内分権の推進による権限と財源の移譲と、全面的と書いてあるわけではないので、こういうことも必要でしょうということが視点になっているというふうに私は思っています

ので、おおむね了解をいただけたというふうでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○加茂俊武副委員長 では、委員長職を交代します。

○関イチロー委員 もし今のような視点で、了解してもらったことでよろしいでしょうかということになった場合に、当局の意見をまず聞いてください。この見解に対してどうなのかということ。

○高林修委員長 それは、当局の意見を聞いてみたいということではよろしいのですか。

○関イチロー委員 いえ、そうではなくて、この格好で、今後、都市内分権というのを進めますよということであるのだったら、それに対する当局の考えを知っておく必要があるのではないかとことです。

○高林修委員長 内藤企画調整部長。もしあれば。

○企画調整部長 今まで特別委員会での協議が委員会で皆さんが了解なさった行程について進められているというのは十分承知をしています。その中で、本日まで含めて、委員間討議ですということも十分承知をしています。それで、今日もいろいろお話がありましたが、どこまで委員間討議で、その委員間討議の結論がどう扱われるかということについては委員の皆様のお考えというのがあると思っています。ですから、関委員がおっしゃるように、この格好で進められていけばというものの取り扱いがどうということになるのか。今日の議論の中でも、おおむね了解、あるいは2-4の議論というようなこともありますので、そこのところが一番広い最大公約数的な共通認識でというときにどうかということをお考えいただいて、了解をするということではないかと個人的には思っています。そういうふう理解しながら、今日の委員間討議も聞かせていただいているという状況です。

○関イチロー委員 もしそういうことであるのだったら、今の委員間討議の中で了解しましたということは、この中で了解しただけであって、では、当局のほうにこのまま投げてしまっているのですか。当局のほうは、それをそのままのみにしなさいという話ではないですよ。そこそのところの取り扱いを委員長のほうでちゃんとしておかないと、言いつ放しになって終わってしまうことになりはしないかと思っています。

○高林修委員長 言いつ放しというのは。

○関イチロー委員 要するに、ここの中で合意しましたというだけで、この中だけの話であって、当局へはどのようなふうに伝わって、それに対して当局は、このような格好でやりますというのか、それともそれはちょっと無理ですねという話なのかということです。

○高林修委員長 関委員、そこそのところの認識が違うかもしれません。そもそもこの行程表については、まず提示をされて、この行程で協議を進めていくという、この特別委員会の中での話ですから、おおむね了解を得て、次のステップに進みたいということについては、特に当局の考え方とか、当局を巻き込んでどうしてほしいとかということをご自分でまだ決めていくことではないというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○関イチロー委員 委員長がそういうお考えだったらそれで構いませんが、ただ、おおよその格好ができたところで、その全体のを当局へぼんと投げたときに、では、当局のほうからぼんと返されたときに、そこに意思のやり取りがないわけです。だから、今の部分で、4項目あるというようなことを確認して、この委員会ではこういう格好になりましたが、当局としてこれがやれることなのかやれないことなのか、もしくは考えとしてはどうなのかということでは確認しておかないと。簡単に言うと、最終的にぼんと出したときに、基本的なところが瓦解しちゃうおそれもないですかという話です。

○波多野亘委員 この行程では、行程3まではあくまで再編が必要か不要かというところです。今のいろいろ積み上げたものが瓦解しないかという部分でいうと、最終的に具体的な区再編案を作成していく行程4だとかで、より具体的な実際に動かしていくものとき、財政的な部分や人力的な部分も、意見としてしっかりと相対していかないと話が進まない、絵に描いた餅だけになってしまうと認識しています。まずは、再編するかしないかという結論を導くための議論であって、そこが出てくれればいいというような、当局としても、まずはそれを早く決めてくれということだと思っておりますが、どうなんでしょうか。

○高林修委員長 私もその認識でいます。当局の意向でもって瓦解するような議論を進めていくつもりは全くありませんので、ここのところは特別委員会の委員の皆さんとなるべく共通認識を持って、最終の結論に導いていきたいというふうに思っていますが、そこでうなずいていらっしゃる岩田委員はどうお考えですか。

○岩田邦泰委員 おっしゃるように、今はブレインストーミングではないですが、意見をみんなで出し合っているという段階だと思いますので、委員長のおっしゃるとおりと思っています。

○波多野亘委員 今、この委員会としての合意云々というようなところに話が飛んでしまいましたけれども、自由民主党浜松として、今日、都市内分権、住民自治の在り方、それから権限についてというペーパーを出させていただきました。ほかの会派の皆様からは、区のあるべき姿というのは、この辺なのではないかというようなお話もあったかと思えます。そういったことであれば、あえて自由民主党浜松としても、区のあるべき姿というところの理想といったものを言わせていただくとすれば、今議論をさせていただいたような都市内分権の在り方、住民自治の在り方を踏まえて、そういったものが実際に実現されて、市民に実感されているというものが区なのではないのかなというところかと思えます。説明でも言いましたように、こういったものを実現していくツールというか機能というか機能というか、そういったものが区ではないかというふうに考えています。

1点、酒井委員にも言いたかった部分は、自由民主党浜松のこれはクラスターの匂いというのが感じられますということをおっしゃっていただきましたが、私どもはフラットに考えていますので、それも付け加えておきます。

○高林修委員長 そこは押さえておきたいわけですね。

○波多野亘委員 前提ではないということです。

○高林修委員長 各会派の皆さんの考え方に多少、もちろん当然のことですが、違いがあるとは思いますが、おおむねこの理念ということで出された自由民主党浜松の考え方については、完全同意はいただくとは思いますが、次の議論に進むために、この視点は了解いただいたということでしょうか。特に下の4つ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○高林修委員長 それでは、今日の委員会において、行程2-2は終了とさせていただきます。

○太田康隆委員 終了の前に、一応理想の姿を議論されてきたので、理想型がそんなに大きく外れていくことはないと思っておりましたが、皆さん、大体御了解いただいたということにならうかと思えます。今回、私のほうで資料請求しているものがありまして、先ほど当局の説明は要らないということでおりました資料の中の②の本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方、これは平成21年12月に浜松市が提出したものです。それから、もう一つは資料の3で、浜松市区における総合行政の推進に関する規則ということで、資料請求させていただきました。今後の議論の中でも非常に大切な部分であり、

今日の議論を補完することにもなると思いますので、要求した理由も含めて意見を述べさせていただきますと思います。

先ほどの本市における住民自治の在り方のところですが、住民自治って何なのだといったときに、狭いエリアの住民の意思を市政とか政治に反映させるということで捉えられがちですが、そこはしっかりと法の裏づけも含めて、整理していく必要があるだろうと思っています。

憲法第92条の地方自治の本旨ということの中で、地方自治の本旨というのは、すなわち住民自治と団体自治を表すということは、学者の中でもこれまでもさんざん議論されてきて、大体そのような理解でよろしいかと思います。

団体自治に関しては、国から独立した自治体という団体がこの団体の意思を決めていくということでもいいと思いますけれども、当然、法律の制約を受けますから、完全に独立して全ての自治ができるということではなくて、法の一つの枠の中での話ですが。

住民自治というのは、自ら所属する自治体のことを自分たちの考え方、意思で決めていくということで、先ほどもお話が出ていましたけれども、具体的には、直接民主制ではなくて、住民が自分たちの代表である長、そして議会議員を選挙で選んで、そこで選ばれた長や議員が間接民主制でもって一つの自治体を運営していく、それこそが住民自治だということだろうというふうに思います。しかしながら、では、その間接民主制で全て住民の意思が反映されるのかということ、過去にもずっと議論されてきたことで、それを補完する、あるいはそれと並列だという考え方でもいいと思いますけれども、住民の意思をしっかりと反映させる仕組みが必要なだろうということで、先ほど2ポツ目のところで議論されていた本市における住民自治の在り方の1つ目は、二代表制が機能することであり、もう一つは、地域の多様な住民意見が市政へきちんと反映される仕組みが述べられているということだろうと思います。完璧だと思います。

では、その仕組みは何なのだというときに、地方自治法の裏づけのある仕組みとして、今、政令市においては区協議会があると。法の裏づけがなくても協議会的なものは任意でつくれるわけですので、そういうもののほうが運営しやすいということであれば、そういうものをつくっていけばよいと。

1つ問題なのは、高齢化が進んで、地域がなかなか維持できていけないというような中で、行政サービスではなくて、これまで民間の生活支援の様々なサービスが行われなくなってくる。例えばガソリンが供給されないとか、買い物のできるお店がなくなってしまったとか、そういうようなことを民間でしっかりと補完していこうというのが先ほど出ている地域運営組織ということで、雲南市ほか過疎化が進んでいる地域でやっている組織だろうというふうに思っています。

これも総務省は、法的な裏づけをつくりたいと言っていたのですが、なかなか今のところできていないというふうに思っていますけれども、そういう地域が増えてくれば、何かしらの法的な裏づけをつくって、そういうものをつくっていくということも必要になってくるのかなというふうに、私は個人的に捉えているということです。

あと、今、住民自治のことを申し上げましたけれども、総合行政について、区の役割とか権限とかいうところで、浜松市区における総合行政の推進に関する規則というのが浜松市はありまして、この中で、区における総合行政の推進というのは、区役所が次に掲げる役割を担うことを基本原則とするとなっています。

その第2条ですが、役割として、住民自治の拠点であること、地域のまちづくりの拠点であること、総合的市民サービスの提供の拠点であること、市政に関する情報の発信及び受信の拠点であること、こ

れが浜松市においては、区の総合行政を推進していく役割だと。第5条に、区長が当該区における市政の代表者として、区における事務事業について必要な総合調整を行わなければならないというようなことも述べられている。

しからは総合行政って何なのだというのですが、これもいろいろ本とか調べてみますと、総合行政というのには大きく2つあるだろうと。地方自治体が広く担う総合行政ということでの話なのですが、1つは調整機能ですね。縦割りの組織ではなくて、横に広く調整機能を担っていくということ、それからもう一つは、企画立案から執行あるいは検証まで一貫して行っていくという、そういうことが総合行政だろうと、こんなふうに言われているというふうに思っています。

したがって、やっぱり出先の機関として支所であったり、あるいは法的な裏づけのある行政区であったり、様々なものがあるわけですが、総合行政が行われるという意味では、一応法的な裏づけも行政区というものは持っていますし、それから浜松市の規則でも、区においてそうした総合行政を推進していくということが明らかにうたわれているというふうに理解しています。

資料3の規則の根底になっているのが資料2の平成21年12月につくられた本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方の5ページに、区役所の役割として、同じように4つのことがうたわれているということで、これは浜松市がたどってきた歴史ですので、しっかり把握しながら議論していかなくてはいけないなと思って、資料要求させていただきました。

○高林修委員長 ありがとうございます。

今の太田委員の御発言を参考にもしていただきたいと思いますが、それでは、先ほどちょっと申し上げましたが、本日の委員会では2-2を終了したというふうに、ここで委員長として宣言させていただきます。

次回は、5月11日月曜日の午後1時半から委員会を開催いたします。

行程表の2-3、市の各種計画、総合計画、都市計画等将来ビジョンと区の間わりの確認について協議することになっていますので、よろしくお願ひ申し上げます。

当局への資料要求がある場合は、4月28日火曜日までに委員長に御提出をお願いいたします。資料請求をされる場合は、出来上がったものがイメージどおりになるかならないかという問題もあるものですから、当局と直接お話ししていただき、場合によっては私も含めてやり取りをすることもあり得ることを御了解をいただきたいと思ひます。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

11:57